

保存用

保護者様

令和4年4月

京都市立中京中学校
校長 高田 幸信

気象警報・地震に対する非常措置について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本校教育にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本校においては、京都市(テレビやラジオにおいては、京都府南部地域、または京都・亀岡地域と報道される場合があります)に「暴風警報」が発令された場合、また地震に対する非常措置について、下記のような措置を取りますので、テレビやラジオなどの報道に注意していただき、対応をよろしくお願いします。なお、「ただちに命を守る行動」が必要である「特別警報」が発令された場合にそなえて、今回、下記の改訂を行っています。

記

1. 台風など気象警報が発令された場合

	『暴風警報』解除の時間帯	授業の開始の時間	備考
①	午前 7 時までに解除になった場合	登校 8 : 30 平常通りの授業	昼食の用意をして登校 ◆ 給食はあります
②	午前 9 時までに解除になった場合	登校 10 : 30 3限 10:45 からの授業	
③	午前 11 時までに解除になった場合	登校 13 : 00 5限 13:20 からの授業	昼食を済ませて登校 ◆ 給食はありません
④	午前 11 時現在においても 『暴風警報・特別警報 発令中』の場合		臨時休業

- * 1 『暴風警報』が発令された場合、登校を見合わせ、自宅で待機させて下さい。
 - * 2 気象警報に対する非常措置は『暴風警報』であり、「大雨警報」、「洪水警報」、「○○注意報」等につきましては、非常措置をとらずに平常通りの授業を行います。
 - * 3 登校後に発令された場合
気象情報、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。
 - * 4 給食の献立につきましては、「台風用献立」に変更になります。
 - * 5 短縮等の校時変更の日につきましても、上記の平常時の時間帯で非常措置を行います。
 - * 6 部活動等の休日の活動につきましても、『暴風警報』の発令中は、停止となります。ただし、様々な活動内容が想定されますので、顧問等、担当職員から指示を行うようにします。

平成25年8月からの気象庁『特別警報』の運用開始とともに、京都市立中学校での非常措置の一部を改訂しています。

- * 注意1 『暴風警報』の取扱については、従来同様に上記の非常措置となります。
* 注意2 『特別警報』の取扱については、下記の取扱になりますので、ご注意ください。

- ① 登校前に発令された場合については『特別警報』が解除されるまで、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

- ②『特別警報』が解除された場合には、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 13時00分登校 5限13時20分から始業
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合臨時休業

2. 地震が発生した場合

震度5弱以上の地震が発生したときは、次の登校日を臨時休業とします。

地震が発生した時間		
①	下校後深夜0時までに発生した場合	翌日を臨時休業
②	深夜0時以降登校までに発生した場合	当日を臨時休業
③	休業日、休業前日に発生した場合	休業明けの登校日を臨時休業 ※安全が確認でき、授業などを実施する場合は、ホームページ等により、授業などを実施する旨を連絡します。
④	在校中に発生した場合	<u>引き渡し用紙に記入していただいた方に生徒引き渡しになります。</u>

*なお、水災害（本校校区【教業学区、乾学区、朱雀第一小学校区】のいずれか）に避難指示が出された場合については、暴風警報と同様の措置となります。

以上、お子達にもその旨をご指導いただき、ご不在の場合の鍵の管理や、非常時の連絡方法などの備えを十分にご相談いただきますようにお願いします。